

【概要版】令和7年度下野市奨学生募集要項（高等学校・大学等）

1. 受付期間

令和6年11月1日（金）～ 令和6年12月10日（火）

2. 奨学生の資格 ※下記のすべての条件を満たす方

- （1）高等学校（中等教育学校の後期課程、高等専門学校または専修学校の高等課程を含む）、大学（短期大学または専修学校の専門課程を含む）に在学又は入学しようとする方
- （2）学業成績が優秀で意欲があり、品行方正な方
- （3）経済的理由により修学が困難な方
- （4）確実な連帯保証人を2名つけることができる方（保護者を含む）
※連帯保証人は、独立の生計を営んでいる満20歳以上の方で、市区町村税を完納しており、貸付けに係る債務を保証し得る能力があると認められる方
- （5）保護者が下野市に1年以上住所を有する方
- （6）他の機関から奨学金その他これに類するものの給付又は貸付を受けていない方

3. 貸付額

（1）修学資金

無利子

- ・ 高等学校奨学生
- ・ 大学奨学生

月額 20,000円
月額 30,000円
月額 40,000円
月額 50,000円

自由に選択

（2）入学一時金

※入学一時金は、修学資金と併用でのみ貸付できます。

○修学資金・入学一時金貸付の組み合わせ一覧（例）

項 目	修学資金月額	入学一時金	貸付総額	償還月額（目安）
高校生	20,000円	100,000円	820,000円	約11,400円
		—	720,000円	10,000円
大学生 （2年制）	30,000円	500,000円	1,220,000円	約20,300円
		—	720,000円	15,000円
	40,000円	300,000円	1,260,000円	21,000円
		—	960,000円	16,000円
	50,000円	—	1,200,000円	20,000円
大学生 （4年制）	30,000円	500,000円	1,940,000円	約16,200円
		—	1,440,000円	15,000円
	40,000円	300,000円	2,220,000円	18,500円
		—	1,920,000円	16,000円
	50,000円	—	2,400,000円	20,000円

※修学資金月額5万円貸付の方は入学一時金の貸付はありません。

4. 提出書類 教育総務課窓口（下野市役所3階）に提出してください。

- (1) 下野市奨学金貸付申請書（様式第1号）
- (2) 出身学校長または在学学校長が作成した市奨学金貸付推薦調書（様式第2号）
- (3) 成績証明書（在学学生のみ）
- (4) 学生証の写し（新入学生のみ・入学後に提出）
- (5) 在学証明書の写し（在学学生のみ）
- (6) 連帯保証人2名（うち1名は保護者）の印鑑登録証明書
- (7) 保護者以外の連帯保証人が市外在住の場合（令和6年1月1日現在で市外に住民登録があった場合も含む）は課税標準額が記載されている証明書等及び市区町村税納税証明書（●奨学生として決定した場合は、奨学金借用証書兼誓約書（連帯保証人2名の署名及び実印）等の提出が必要となります。）

5. 奨学生の選考

下野市奨学金貸付審査会において書類審査を行い決定します。
学習成績の評定は概ね **3.0（平均）** 以上を基準とします。
収入基準についてはP3～P4（栃木県育英会奨学生募集要項から抜粋）を参考にしてください。

6. 貸付期間

正規の修業期間 **※本人名義の口座に年2回に分け、振り込みます。**

7. 償還期間及び償還方法

貸付期間の2倍または2.5倍の期間内に償還。（貸付額により変動します。）
※奨学金は無利子ですが、償還が遅延した場合は延滞金が発生する場合があります。

【例】
大学生（4年制）

修学資金 月額4万円を受けた場合



貸付総額 192万円

(4万円 × 12ヶ月 × 4年間)
修学資金

条例により卒業2年目から償還開始

償還総額 192万円

月賦 16,000円 × 120ヶ月
(卒業2年目～卒業11年目の計10年間で償還)

※償還年の4月に、当年度12か月分の納付書を送付します。納期限までに償還してください。

所得が奨学金貸付対象になるかどうかの判定例

【世帯の状況】

- ・長女が大学進学のため奨学金を申請する場合
- ・家族構成は 父、母、長女（奨学生）、次女（妹：小学生）
長男（弟：小学生）
- ・父親の年間所得金額（課税標準額）が 400万円
- ・母親の年間所得金額（課税標準額）が 300万円



手順① 令和5年（前年）中の「課税標準額」を調べる。

※下野市在住で住民税が課税されている方は、市民税住民税決定通知書等を参照してください。

⇒ 次ページの所得要件算定基準額の計算式により、
世帯の基準額を計算します。（世帯合算）

手順② 上記①で求めた金額が所得要件算定基準額【381,500円】の範囲内で
あれば貸付対象となります。

【計算式】

- ① 父親の基準額の計算
 $400\text{万円（課税標準額）} \times 6\% = 24\text{万円（基準額）}$
- ② 母親の基準額の計算
 $300\text{万円（課税標準額）} \times 6\% = 18\text{万円（基準額）}$
- ③ 世帯合算の基準額の計算（①+②）
 $24\text{万円} + 18\text{万円} = 42\text{万円（世帯合算基準額）}$
- ④ 市民税調整控除額の計算
 $\text{（基礎控除 } 5\text{万円} \times 5\% = 2,500\text{円）} \times 2\text{名} = 5\text{千円}$
- ⑤ 多子控除
 $4\text{万円} \times 1\text{人} = 4\text{万円}$
- ⑥ 控除額を差し引いた額の計算（③-④-⑤）
 $42\text{万円} - 5\text{千円} - 4\text{万円} = \text{所得要件算定基準額 } 375,000\text{円}$

- ⑦ 381,500円以下なので、**貸付対象**となります。

収入および所得の上限額の目安

世帯人数	家族構成の例	世帯の年間給与収入金額 （☆が会社員等）	世帯の年間所得金額 （☆が自営業等）
3人	本人、親1（☆）、 親2（無収入）	1,113万円	879万円
4人	本人、親1（☆）、 親2（☆）※1、中学生	1,250万円	892万円
5人	本人、親1（☆）、親2 中学生、小学生	1,334万円	958万円

所得要件算定基準額

父母またはこれに代わって家計を支える人の給与収入金額または所得金額に基づき、下記の計算式により算出した額です。

$$\begin{aligned} \text{所得要件算定基準額} &= \text{課税標準額} \times 6\% \quad \dots (注①) \\ &\quad - (\text{市民税調整控除額}) \quad \dots (注②) \\ &\quad - (\text{多子控除}) \quad \dots (注③) \\ &\quad - (\text{ひとり親控除}) \quad \dots (注④) \end{aligned}$$

注① 課税標準額とは、市民税・県民税の計算の基礎となる金額です。特別徴収税額決定通知書や課税証明書において、「課税標準額」、「課税総所得額」と記載された金額です。

※給与所得者以外の所得額については、収入金額から必要経費（売上原価や営業経費等を差し引いた金額が総所得額になります。（1万円未満切捨て）

注② 市民税調整控除額の計算式は下記のとおりです。

納税者本人の課税標準額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

【課税標準額が200万円以下の者】

【課税標準額が200万円以上の者】

次の①と②のいずれか少ない額の5%（県民税3%、市民税2%）に相当する金額

①の金額から②の金額を控除した金額の（5万円を下回る場合は5万円）の5%（県民税3%、市民税2%）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、
同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②課税標準額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、
同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②課税標準額から200万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類		金額		
基礎控除		5万円	納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
障害者控除	普通	1万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	特別	10万円		老人	10万円	6万円	3万円
	同居特別	22万円		48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
寡婦控除		1万円	配偶者特別控除	50万円超 55万円未満	3万円	2万円	1万円
ひとり親控除	父	1万円		一般	5万円	老人	10万円
	母	5万円		特定	18万円	同居老親等	13万円
勤労学生控除		1万円	扶養控除				



注③ 父母またはこれに代わって家計を支える人が、2人を超える子ども（就学者又は就学前の子）を扶養している場合、2人を超える子どもにつき 40,000円 を控除します。

注④ ひとり親世帯に該当する場合、40,000円 を控除します。

《提出先及び問い合わせ先》

下野市教育委員会事務局 教育総務課（下野市役所3階）

〒329-0492 下野市笹原26番地 TEL 0285-32-8917